

平成26年度第3回門真市障がい者地域協議会一会議録

開催日時：平成26年12月24日(水)午後2時

開催場所：門真市保健福祉センター 4階
会議室1・2

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 門真市第3次障がい者計画（素案）について
 - (2) 門真市第4期障がい福祉計画（素案）について
 - (3) 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

<事前配布>

- 協議会次第
- 委員名簿
- 座席表
- 門真市情報公開条例（抜粋）
- 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- 門真市附属機関に関する条例
- 門真市附属機関に関する条例施行規則
- 資料1 門真市第3次障がい者計画（素案）
- 資料2 門真市第4期障がい福祉計画（素案）
- 資料3 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール

<当日配布>

- 協議会次第（修正分）
- 門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）
- 門真市第4期障がい福祉計画（素案）の修正について
- 第4期計画見込量新旧対照表
- 門真市第2次障害者計画冊子
- 門真市第3期障がい福祉計画冊子

■出席者

委員：小寺委員、藤江委員、五十野委員、吉川委員、西川委員、那須委員、中井委員、東野委員、松田委員、白木原委員、岡村委員、宮口委員

事務局：保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任、野口主任、保坂主任
株式会社 ぎょうせい総合研究所 野村課長代理

傍聴者：2名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成26年度第3回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の池尻と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。

なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、前文筆記で作成いたします。

また、この会議録は、不開示情報除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会の終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、16名中12名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布させて頂いております資料は、

協議会次第

なお、事前に郵送している協議会次第から一部修正しております

門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）

門真市第4期障がい福祉計画（素案）の修正について

第4期計画見込量新旧対照表

門真市第2次障害者計画冊子

門真市第3期障がい福祉計画冊子

次に、事前に郵送しております資料は、

協議会次第

本日配布の協議会次第と差替えをお願いします。

委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例

門真市附属機関に関する条例施行規則

資料1 門真市第3次障がい者計画（素案）

資料2 門真市第4期障がい福祉計画（素案）

資料3 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体

スケジュール

でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

会 長： それでは、議事に入ります。

議題1、「門真市第3次障がい者計画（素案）」について事務局の説明をお願いします。

事務局： 奥谷でございます。

私の方からは、門真市第3次障がい者計画（素案）について説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

1ページの第1章 計画の概要から55ページの第3章 計画の基本的な考え方につきましては、10月21日に開催しました前回の本協議会にて説明させていただきました内容となりますので、今回は説明を割愛させていただきますが、11月27日に開催しました第2回目の庁内委員会で出ました意見に基づき、一部、修正を加えております。

本日、お配りしております、修正表も合わせて、ご覧下さい。

主な修正部分につきましては、7点ございます。

まず、1点目は、目次の第2章 障がいのある人を取り巻く状況の4 第2次障害者計画の検証による今後の検討課題の部分で、非常に細かい話になりますが、門真市第3次障がい者計画においては、法律名等を除いて、原則、障害の「害」をひらがな表記にしていますが、第2次障害者計画は、本市が平成20年12月に障害の「害」をひらがな表記に改めると決定した以前に策定されたものであることから、46ページから53ページまでの基本目標及び施策の方向の項目につきましては、漢字表記としている旨、記載しております。

次に、2点目は、20ページの（5）難病等の疾患のある人の状況の部分で、平成27年1月より、障がい福祉サービスの対象となる疾患が151疾患に拡大され、同年夏頃を目途に再度、見直しされることが、今月、正式に決定しましたので、下から2行の部分の文言を修正しております。

次に、3点目は、46ページの4 第2次障害者計画の検証による今後の検討課題の部分で、第2次障害者計画の検証を分かりやすくする為に、第2次障害者計画における施策の体系図を掲載しております。

次に、4点目は、48ページに（4）地域での子育て支援の推進、49ページに（4）地域リハビリテーション体制の充実を追加し、それぞれの主な今後の検討課題を記載しております。

次に、5点目は、55から56ページに施策の体系の変更の説明と変更図を記載しております。

次に、6点目は、57ページの基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成の部分の下から3行の文章表現を修正し、58ページの基本目標Ⅴ 生活支援の充実の部分に

ついても、上から4行目に「コミュニケーション支援の充実」についての文章を加筆しております。

最後に、7点目としまして、本計画に出てきます18歳以上の障がい者につきましては、「障がいのある人」、18歳未満の障がい児につきましては、「障がいのある子ども」と表記させていただいております。

なお、65ページで「児童・生徒」という表記がございますが、教育委員会におきましては、0歳から6歳を就学前児童、小学生を児童、中学生を生徒と表記するという考え方がありますことから、そのままの表記にしております。

それでは、続きまして、先月に開催しました第2回目の庁内委員会で出されました意見を踏まえて、取りまとめを行いました、第4章 施策の展開について、ご説明させていただきます。

61ページをお願いします。

基本目標1 共に生きる地域づくりから説明させていただきます。

まず(1)障がいに対する正しい理解の推進についてでございます。

障害者基本法で定める「全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて市民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだ進んでいないのが実状となっております。

また、知的障がいのある人や精神障がいのある人にどのように接していいかわからないといった状況もあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般にまだよく知られていない障がいなどもあり、その特性や必要な配慮などに関して、理解を進める必要があります。

そこで、障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、市民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人への理解をより一層深めるための多様な媒体を活用した情報発信・提供の充実やエルフェスタを実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、職員研修等において、障がいをテーマにした研修を継続的に実施し、市職員の理解と認識の向上などに努めます。

次に62ページの(2)地域でのふれあい、支え合いの促進についてでございますが、障がいのある人に対する理解を深めるためには、地域の人々が日頃から知り合い、交流を深めることが重要であることから、障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。

特に、障がいのある人にとっては、健康を保持し、社会参加することにより、生活の充実にもつながりますので、一緒に活動し、交流する仲間づくりを支援することで、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、参加しやすい機会づくりに努めます。

その主な具体的な取組としましては、関係機関や事業所、ボランティア団体等との連携・協力のもとに、障がいのある人とない人が共に交流できる行事、また障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流の支援や、各校区での体育祭の開催を通じて、障がいのある人を含め、校区住民の健康と親睦を図ります。

また、多くの市民が参加する取組等に障がいのある人が参加しやすくなるような取組や、障がいのある人を支援する団体等との連携・協力を努めます。

続きまして、基本目標2 障害のある子どもの教育・育成について説明いたします。

64ページをお願いいたします。

まず（１）就学前の子どもの療育・保育・教育の充実についてでございます。障がいの有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会を形成する上で、幼稚園や保育所・認定こども園等での教育・保育が重要であることから、共に学び、共に遊ぶ機会の拡充を図ります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階での課題に対応した環境や援助、保育・教育の工夫に努めます。

その主な具体的な取組としましては、まず、学校現場も含め、関係機関との一層の連携を図り、障がいのある子どもについて、引き続き入学前からの把握に努めます。

また、幼稚園・保育所・認定こども園等における障がいのある子どもや発達上の支援が必要な子どもへの支援教育の充実、共生の視点を大切にした教育内容の充実に努め、こども発達支援センターが障がいのある子どもの施策の拠点となることから、0歳から18歳までの子どもの保護者が気軽に相談できる窓口として、各関係機関と連携を図り、子どもと保護者への適切な対応に努めます。

次に65ページの（２）学校教育の充実についてでございますが、適正就学指導希望の児童・生徒数が増加している中で、保護者が進路選択をより冷静に考え、児童・生徒と一緒に検討できるよう、保護者に対する十分な説明と丁寧な対応が求められるだけでなく、障がいの状況や課題に応じた教育の保障と適切な支援体制に向けた整備が必要となります。

また、一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら就学指導を行い、小・中学校の教育において、個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある児童・生徒の支援学級入級に際して、教育的ニーズと可能な支援について保護者と合意形成を図るとともに、その過程で基礎的環境の整備等、児童・生徒の状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。

また、支援学級の障がい種別設置に対応して、障がい種別に応じた指導を進めることができるよう、教職員の支援教育に関する専門性の知識向上を図り、通常の学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒を対象とした通級指導教室を全中学校区において進め、各関係機関と連携しながら、巡回相談チーム活動の一層の充実を図るとともに、各小・中学校に対して支援教育に関する指導・助言を展開します。

次に66ページの（３）休日や放課後の生活の充実についてでございますが、地域における子ども同士や世代間での多様な交流の機会等の充実が必要となっております。障がいのある子どもが、夏休みなどの長期休業期間や放課後の生活を安全に充実して過ごすことができるよう、様々な活動の機会を増やすとともに、居場所づくりの整備を進めます。

その主な具体的な取組としましては、障がいがあり就学している子どもに対し、放課後等デイサービスにより、放課後や長期休暇等において生活能力向上のため継続的な療育を提供します。

また、放課後児童健全育成事業については、従来どおり障がいのある子どもの受け入れを継続するとともに、他の事業と連携しながら、放課後における居場所の確保に努めます。

次に67ページの（４）地域での子育て支援の推進についてでございますが、少子化の進展とさらに進む核家族化の中で、障がいのある子どもの保護者が、子育ての悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実に努めます。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある子どもを持つ保護者同士の情報交換や交流等の機会づくりを進め、こども発達支援センター、保健所、中央子ども家庭センター等の各機関との連携のもと、相談支援の充実に努めます。また、各種乳幼児健診や相談等においては、必要時に親子に対して、子どもの発達を促し、親の育児不安の軽減を図るため、個別支援や集団での保育の場を通して適切な指導、助言に努めます。

続きまして、基本目標 3 保健・医療の充実について説明いたします。

68 ページをお願いいたします。

まず(1)障がいの早期発見・早期対応の推進についてでございます。

子どもの障がいを早期に発見し、必要な治療と適切な支援を行うことは大変重要でございます。

特に、発達障がいが増加傾向にあると言われている中で、乳幼児健診後のフォローアップや健診未受診者の把握と支援、発達障がいを的確に診断できる医療機関の確保等が求められています。

平成 24 年の児童福祉法の改正に伴い、障がいのある子どもの通所による支援が大幅に変更になったことを踏まえ、乳幼児の各健診の充実と健診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実を図ります。

その主な具体的な取組としましては、疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援の充実に引き続き努め、また、関係機関との連携を図りながら、相談・指導の充実を図ります。

次に 68 ページから 69 ページの(2)健康の保持・増進についてでございますが、障がいのある人にとって、障がいの原因は様々であり、内部障がいは高齢期になる人も多く、また、知的障がいや精神障がいのある人の生活習慣病などの二次障がいの問題もあり、健康づくりや介護予防が必要となります。

引き続き、生活習慣病を予防するための健診やがん検診などの各種検診について周知を図るとともに、健診後の相談・指導の充実や健康の保持・増進のための健康教育の充実を図ります。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人の健康増進のため、生活習慣病予防の健診等について、一層の周知を図るとともに、引き続き受診しやすい環境の整備に努め、「食育」推進活動についても、一層の充実を図ります。また、自殺の悩みを抱えている障がいのある人を家族に持つ人などの不安や悩みなどの軽減を図るため、実際に傾聴を行う取組の充実を図ります。

次に(3)医療体制の充実についてでございますが、専門的な医療を必要とする障がいのある人や難病患者等を支援するため、医師会等の関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めるとともに、障がいのある人が歯科診療を受診しやすい体制づくりを進めます。

その主な具体的な取組としましては、医療の確保を容易にするために、各種医療費助成制度の周知に努めます。

また、必要な対象者へ障がい者(児)歯科診療について周知を図ると共に専門歯科医師の育成に努めます。

次に 70 ページの(4)地域リハビリテーションの推進についてでございますが、障がいのある人の社会参加を促進し、共に生きる社会の実現を目指す上で、リハビリテーションの考え方が重要であり、リハビリテーションといたしましても、医療的な分野での運動機能の回復訓練だけでなく、総合的な援助が必要となります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で、生き生きと生活できるよう、医療をはじめ保健・福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これ

らの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めます。

その主な具体的な取組としましては、身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報の提供に努めます。

また、関係機関や団体、ボランティア等の連携を強化し、支援を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図ります。

続きまして、基本目標 4 社会参加の促進について説明いたします。

71 ページをお願いいたします。

まず(1) 就労支援の充実についてでございます。

障がいのある人の施設や病院からの地域移行が進められていますが、働くことを通じて経済的基盤を確立し、社会参加を図ることは、生活の喜びを得ることと、個人の尊厳を保つ上でも重要となります。

また、障がいのある人の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、求人が少ないことや障がいの種類により職種が限定されること、通勤手段の問題などにより、民間企業における雇用はなかなか進んでいないことから、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

その主な具体的な取組としましては、現在、市内の事業所数では就労移行支援、就労継続支援 A 型は、それぞれ 1 箇所、就労継続支援 B 型は、12 箇所一般就労に移行できる人数は少ない状況のため、就労移行支援・就労継続支援 A 型を増やす取組を進めます。

また、障がい者地域協議会や就労支援部会等の会議でのネットワークはあるものの、個々のケースを通じての関わりは薄いため、市内の企業や商工会議所等との連携した就労支援の体制の構築をめざします。

次に 72 ページの(2) 余暇活動の充実についてでございますが、障がいのある人が、いきいきとした生活を送るためには、障がいの特性や程度に応じて、趣味の活動やレクリエーション活動などの余暇活動を楽しむことができるようにすることが必要となります。

また、平成 23 年に成立したスポーツ基本法では、スポーツに関する基本理念や施策の基本となる事項が定められており、障がい者スポーツの推進も明記されています。障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図ることが必要であることから、一緒に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人などが、豊かな生活を営む事ができるよう、地域交流や、各種の活動に参加しやすい機会づくりに努め、障がいのある人を含む市民全体に占めるスポーツ・レクリエーション人口の増加をめざします。また、現在、総合型地域スポーツクラブを中心として、障がいのある人を対象としたスポーツ教室を行っていますが、月 1 回の実施に留まっているため、当該スポーツクラブを活用した取組を促進します。

次に 73 ページの(3) 市政や地域活動等への参加促進についてでございますが、障がいの有無にかかわらず、自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが、今後より一層求められます。

また、障がいのある人のまちづくりや相談支援への積極的な参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。

更に、障がい者団体との連携も強化し、継続的に各団体への加入促進に努めるとも

に、各団体の自主的な活動を支援していきます。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人が選挙権を行使できるよう、制度の周知を一層図るとともに、まちづくりや相談支援、地域活動等の社会参加の促進の支援を進めます。

また、障がいのある人もない人も共に交流できる行事や、障がいのある人同士の親睦を深めるための行事など、多様な交流を関係機関等と連携・協力のもとに支援します。

続きまして、基本目標5 生活支援の充実について説明いたします。

74 ページをお願いいたします。

まず(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進についてでございます。

障がいのある人は、福祉サービスをはじめとする様々な情報へのアクセスや、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり、困難な経験をしていることが少なくありません。視覚障がいや聴覚障がいのある人が、できる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援します。

その主な具体的な取組としましては、市のホームページについて、実際の利用者からの意見等を把握し反映していくため、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。

また、広報かどまについては、「声の広報」と「点字広報」を発行していますが、どちらも情報量が限られていることから、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。

更に、文字を音声に変換する音声コード（SPコード）の庁内印刷物への導入と、地デジ放送が受信可能なワンセグラジオを日常生活用具の給付対象に加え、視覚障がいのある人への情報提供の環境整備に努めるとともに、手話奉仕員等の養成研修を引き続き実施し、登録通訳者の養成・増員に努めます。

次に 75 ページの(2)相談体制・ケアマネジメント体制の充実についてでございますが、障がいのある人やその家族が日常生活上で抱える様々な悩みに関わりながら、それぞれの障がい特性を理解しつつ、適切な助言を行い、個々の障がいや複雑化する家庭状況、困難事例に対応するためには、専門的な相談機関や関係課との連携が必要となります。

障がいのある人に対する総合的相談、専門的な指導、助言等を担う機関である「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、社会福祉法人が運営する相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図ります。

その主な具体的な取組としましては、現状市内2箇所の委託相談支援事業所のうち、1箇所がピアサポートを実施していますが、今後、全ての委託相談支援事業所がピアサポートを実施できるよう支援します。

また、基幹相談支援センターを総合的な相談窓口として、分かりやすい相談体制の確立、様々な相談に適切に対応できる仕組づくりを進め、障がいのある人の日常生活上の課題に対する相談やサービス利用に関する相談等に対応するため、引き続き障がい者相談支援事業所の周知に努めます。

次の 76 ページの(3)福祉サービスの充実についてでございますが、障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実が必要となり、サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

本協議会におきまして、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課

題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図ります。

また、障がいのある人自身はもとより、保護者の高齢化が進むことに伴い、介護家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

その主な具体的な取組としましては、難病患者等に対して、サービス利用等の相談に対応し、制度の周知について引き続き努めます。

また、障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等が主体的に必要なサービスを選択できるよう制度の周知を図ります。

次に 77 ページの(4) サービスの質の向上についてでございますが、利用者一人ひとりに対応した適切なものとなるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進します。

その主な具体的な取組としましては、事業所に対して、職員の資質向上のための研修等の受講について、適正なサービス提供体制を維持するために、継続的な働きかけに努めます。

また、府が事業所に対して監査を実施した際に、事業所に対する指導内容等の情報を共有します。

続きまして、基本目標 6 差別の解消と権利擁護の推進について説明いたします。78 ページをお願いいたします。

まず(1) 障がいのある人の尊厳の保持についてでございます。

障がいのある人は、就職をはじめ住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれており、障がいのある人に対する差別や偏見も解消するに至っていません。

障害者基本法において、新たに「差別の禁止」が規定されたことに続いて、平成 25 年に「障害者差別解消法」が成立し、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務付けられました。

これまでもノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに、障がいのある人の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護をめざして取組を進めてきましたが、今後より一層、障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図ります。その主な具体的な取組としましては、平成 28 年 4 月から施行される「障害者差別解消法」に対する市民の関心を高めるため、様々な機会を通じて、広報・周知を図ります。

また、障がい者差別を解消するための支援措置として、全庁横断的に対応できるよう、相談・問題解決のための体制整備を図るとともに、(仮称)障がい者差別解消部会を本協議会の中に位置付け、関係機関とのネットワークを構築することにより、地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を行います。

次に 79 ページの(2) 障がいのある人への虐待の防止についてでございますが、平成 24 年 10 月から施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人への虐待の防止と早期発見のための啓発・支援を実施しております。虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見に努めるため、市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための啓発を継続的に進めます。

また、虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関及び民間団体との連携・協力体制を一層強化します。

次に(3) 権利擁護の推進についてでございますが、障がいのある人が、尊厳を持って暮らすことができるよう、人権尊重の考え方にに基づき、地域住民やサービス提供事業者等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図ります。

その主な具体的な取組としましては、現在、様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的に人権講座「ともに生きる」を開催しておりますが、更に参加者を増やすため講座の開催時期やテーマ、周知方法の工夫に努めます。

また、必要な障がい福祉サービスが利用できていない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障がいのある人を対象に、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業の利用を促進し、事業の実施主体である社会福祉協議会と一層連携を図ります。

続きまして、基本目標 7 住みよい環境づくりについて説明いたします。

81 ページをお願いいたします。

まず(1) 住みよいまちづくりの推進についてでございます。

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。今後も安全・安心・快適に利用できる都市施設の整備を計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた居宅や地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいの確保が求められており、特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。

今後は、施設や病院から地域への移行が進められている中で、グループホーム、民間賃貸住宅等、障がいの状況に合わせた住まいの確保に努めます。

障がいのある人が居宅において安心して過ごせるように、バリアフリー化等、住宅の質の向上を図ることも必要であり、障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じて適切な住宅が確保できるよう、グループホームの充実を図り、公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

その主な具体的な取組としましては、現状として、バリアフリー法による特定道路や移動等円滑化基本構想に定める特定経路の整備が進み、歩道等の交通安全施設の整備も進めている一方で、狭い道路におけるバリアフリー化の整備や歩道整備は難しいものがあります。

引き続き可能なところから、公共用地等を有効活用して、安全に通行できる歩行空間の整備など、障がいのある人が利用しやすい交通環境の整備に努めます。

また、グループホームや短期入所は、障がいのある人が地域で暮らしていくために欠かすことのできない社会資源であり、新規整備に向けて取り組みます。

次に 82 ページの(2) 防犯・防災対策の推進についてでございますが、障がいのある人は、犯罪や事故に遭う危険性が高く、また、詐欺や消費者被害等の手口に関する情報等も得にくいことから、犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くとともに、緊急時の対応が行えるよう、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めます。

また、災害時には、災害が原因で死亡する率は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。

東日本大震災では、地震とともに津波の被害が甚大なものになりましたが、医療

的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がいのある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人などの安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保等を進めます。

その主な具体的な取組としましては、障がいのある人が悪徳商法や詐欺等の被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実を図ります。

また、災害時の避難生活において、避難所施設を障がいのある人が支障なく利用できるよう、避難所施設のバリアフリー化や福祉仕様のトイレの確保等の整備に努めるとともに、災害時に重度障がいのある人などが迅速に避難できるよう、援護が必要な人の把握と登録の促進に努めます。

続きまして、第5章 計画の推進について説明させていただきます。

83 ページをお願いします。

1、計画の推進体制についてでございます。

まる1、計画の広報・周知につきましては、本計画がめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現するためには、市行政のみならず、障がいのある人、家族、関係団体、地域の住民、企業等の各主体が一体となって取り組むことが重要であることから、本計画の内容について広報やホームページ等による周知や情報提供を図ります。

まる2、庁内の推進体制につきましては、本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉分野をはじめ、人権、教育、生涯学習、産業、就労・雇用、交通・住宅・生活環境等多岐に渡ります。

このため、計画の推進にあたっては、関係各課等の緊密な連携を図り、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を実効性をもって推進するため、国や府の制度・施策等の大きな変革があった場合には、計画策定において組織した「門真市障がい者計画策定推進委員会」において、必要に応じて本計画の見直しを行います。

まる3、関係機関との連携・協働による推進体制につきましては、本計画を推進していくため、地域での見守りや支援、災害時の避難や安否確認、緊急時の対応、防犯、虐待の防止などの取組については、大阪府をはじめ門真市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関係機関や地域団体、当事者団体、地域の住民、サービス提供事業者、企業等との連携と協働による推進体制の構築を図ります。

最後に、まる4、門真市障がい者地域協議会の活用につきましては、本計画は、障がいのある人に関する施策の将来的な方向を定めた計画であるため、地域における障がい福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす本協議会において、進捗状況や推進方法の検討を行い、円滑な推進を図ります。

大変長くなりましたが、門真市第3次障がい者計画（素案）につきましても説明は、以上となります。

会 長： はい、ありがとうございました。

「門真市第3次障がい者計画（素案）」の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

K委員： 全体的によくまとめてくださっていますが、最近増えている知的障がいや発達障がいや精神障がいの方々の具体的なところで少し寂しいと思いました。

まず、74ページの生活支援の充実ですけれども、コミュニケーション支援の推進というところでは、言葉のない人とか思いはあっても伝えられないというような障がいのある方が多くいらっしゃいます。

ここに今回、視覚障がい、聴覚障がいの人への意思の表明と書いてありますが、知的障がいや発達障がいや精神障がいの人も意思疎通支援を充実させるという具体的な何か方策があるのではないかと考えております。

他にも全体的に啓発をしますというような動きで何十年も活動にあたっていただいていますけれども、当事者団体としてずっと活動している私達にとっては、その啓発活動とか市民に向けてとかいろんな行事について何ひとつ情報をもらうことがないので、当事者抜きの啓発活動をやってもそんなに実効性はないのではとずっと思っています。

その辺もう少し当事者団体の動きを行政の中にも取り込んでいただいて動いていただきたいと思います。

それから最初の方に生涯学習というものが出てきていますが、学校教育のところ辺りでも、大人になった人達の生涯学習の部分が非常に弱いのではないかと思います。

具体的には、余暇支援だったり休日の過ごし方辺りで、以前は、行政がバスを持っておられた時に当事者団体にバスの提供とかもあって、私達は子ども達を体験行事に連れて行くことが可能だったのですけれども、なくなった段階で予算を付けていただけずにただバスの費用だけを削られるということで、行事を組み立てることが難しくなっています。

いろんな諸事情で自己努力で団体は継続して行事をやっておりますが、書かれている内容では、全く支援の内容が当事者に向けての支援の内容が非常に薄くなってきていると実感しますので、ここに具体的な支援のあり方を組み込めないかと思われました。

部会について、71ページの就労支援のところ、少し下のほうの矢印のところ、就労支援部会等がありますと書かれていますが、元々この地域協議会の部会編成を前から当事者団体を組み込んで、しっかり意見を反映して、この地域協議会でサービスがないものとか、どういうものが門真市に必要なのかという協議をここでしてほしいとお願いをしていますが、何年も変わっていないというのが実情で、ここで部会はあるものの関わりが薄い、部会は開催されているが、本協議会に部会の提案事項も挙がってきていないです。

部会がたくさんあるだけで実際の地域の暮らしに困っている私達当事者の人達の暮らしに関わる協議ができる部会編成ができていないのではないのか、大きく部会の編成を変えるということを一度考えていただけたらと思っています。

例えば、就労に向けて、権利に向けて、教育に向けたら教育ということで、部会がたくさんあり過ぎていろんな団体が入ってこれていないのと、その協議が自立支援協議会にしっかりと挙がってきていないというのは、非常に私は、この部会のところが当事者が本当に入れていないということで、いつ当事者の声を聞いてくださるのかというところが、私がここでいう位では地域も変わっていかないのが実情だと思います。

ですので、72ページの余暇活動の充実のところの真ん中でも総合型地域スポーツクラブを月1回ということですが、当事者団体に案内が来ていないのでこのスポーツクラブとは何だろうとっていて、周知ができているとは全然思いません。当事者のことを考えて門真市としても取組的をどこに絞っていただけるのかということです。

それから81ページで、住みよいまちづくりの推進というところでグループホーム、短期入所ということでもしっかり書いて下さっていますが、前にも言っていますとおり重度の障がいのある人にとって、体験という場所がとても大事ですので、グループホーム、短期入所、宿泊体験というのをしっかり入れていただいて、実際に重度の人も地域の中で安心して暮らせるように、体験の場所を門真市としては取り組んでいただけたらと思っています。

会 長： かなり多くのご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。
答えられるものは答えてもらえるでしょうか。

事務局： いろいろご意見ありがとうございます。

まず、意思疎通支援事業については、事業として名前も変わりましたし、その辺のところは、体制を作らないといけないと思っていますところ。

計画に記載はないですが、現在他市で実施されているような内容とか、どういう形が門真市としてふさわしいかということを検討したうえで実施していく方向で準備を進めていこうと考えています。

啓発については、実際にいろんな面で市がやっている事業ですとか、情報提供のことも含めまして、まずは、団体の方へ情報を出させていただいて、それプラスで市民の方へ周知していくということでよろしいでしょうか。

是非できるところからさせていただきたいと思います。

その他、協議会のことですが、部会の方でなかなか問題が挙がっていかないという状況になっていることはこちらも認識させていただきながら、再編までは手が付けられていない状況です。

ただ、いろいろな障がいに関する課題が出てくる中で、検討する場所が必要だと思いますので、サービス調整会議あるいは部会の中で検討させていただくような機会を是非作っていききたいと思っています。

会 長： よろしいですか。
抜けているところは、ありますか。

C委員： 今の話は同感ですが、自治会連合会が門真にはありますが、前の自治会では運動会、老人会などさまざまな活動がされてきたが、地域が変わりまして、障がいのある人を差別しているわけではないが、別だと、ということで、やっとな盆踊りの案内はありましたが。

正直言いまして自治会連合会で地域に働きかけていくのは難しい。

みんな考えてもらえるような取組を行政の方からそういう会合をもつていただくことはできないものですか。

事務局： 今の質問の確認ですけれども、自治会との連携ということ、行政の方から自治会に呼びかけさせていただいてそこからきっちりと情報を伝えていくような体制ということでもよろしいでしょうか。

C委員： 自治会連合会でもそこで障がい者に対する協力ということでそういう説明も理解に繋がるような啓発的なことを自治会連合会でも働きかけはしていただけないでしょうかと申し上げました。

何でも地域によって全部違うので、地元の人と違うから分からないと言いますが、

やっぱりどこかで関係してくると思う。

その地域が悪いということではなく、他にもあるだろうと思いますので。

事務局： 自治会は、地域の組織として重要な機関だと考えておりますので、地域によって活動内容ややり方というのが違うようには聞いておりますけども、きっちりと伝えていただけるような機会を活用させていただいて、周知をし、理解を深めるというようなことを自治会単位でお願いしていくことで活用させていただきたいと思います。

C委員： よろしくをお願いします。

会 長： 部会の編成の問題は、部会からいろんな議論がなされて、1つの目標というか議事をまとめていくシステムというのが少し弱いかなというのが私も思いますので、できればその辺りをね、少しく整理した形で部会編成をね、2年ごとに部会はやってたのかな。

事務局： 協議会は、2年ごととなっておりますが、部会はそういった決まりがなくて。

会 長： いつでもそれは、切り替えようと思えば変えられるわけですね。

事務局： はい、そうです。

会 長： そのあたりが議論が実現というか成果としてね、何のために議論をしているかということですので、分かるようなシステムを再構築していく方向が必要なかなと思いますけども。

K委員： そう思っているのです。

他の大きな市の協議会の動きやシステムを時折興味深くお伺いすることがありますが、他市では部会は、何のニーズを求めるかにより編成されています。門真市は元々集まっている部会を集めた安易な部会であるように私は感じていて、いつ部会編成されるのかなと、ずっと発言させていただいているところです。当事者の意見を言う場がないのでは全然変わりがなく、自立支援法が始まって何年にもなるにも関わらず同じ体制で、同じことをやっても苦しい生活が続くだけです。

障がいのある人は、どんどん年を取るわけで、1日がとても大事な1日で親にとっても1日1年というのはとても貴重なので、10年あつと言う間に過ぎてしまうような中で、施策をこのまま編成なしで過ごされていくというのは、とても苦しいと思っています。

他の市に引っ越ししないといけないのというような当事者がいたり、力のある人は、引っ越しをしてしまいます。

そうじゃなくて地域に暮らし続けるという文言を門真に掲げてずっといろいろな計画をされているのであれば、本当に課題として取り組んでいただけたらなと本当に切に思っています。

会 長： よろしくをお願いします、はい、どうぞ。

E委員： 会長のおっしゃったところと重なりますが、地域協議会のネットワークの1つでありますサービス調整会議の4つの事務局の1つを担わせていただいておりますが、

部会の活動が不十分なところもあるかとは思いますが、自立支援協議会のネットワークの活動として当事者の意見を挙げていくという部分が100%のところもあれば、まだ30%、40%のところもあるのかなと感じています。

そこは、事務局の責任もあるのかなと思いますし、基幹型相談支援センターが平成27年3月に門真市に立ち上がるということもあります。

国の考えているイメージ図では、基幹型のセンターが自立支援協議会の事務局を担う、門真市でそれが1年目、2年目から本当にできるのかという中で、今後それを担っていく中で、先ほどK委員も言われていたような形づくりを皆さんとの話し合いの中でしていければいいのではないかなと思っています。

話は変わるのですが、この計画のところでは66ページと81ページのところで、タイムケアとグループホームのことが書かれているかと思います。

いろんな目標という形で書かれている内容かと思いますが、ここの2つの部分で新たな事業のところ、グループホームそれから取組内容のところと、81ページの方は、下から3行目の新規整備に向けて取り組みますというところ、タイムケア、日中一時、新たな確保という部分に至っても、まず地域整備ですけれどもなかなか民間任せでは難しいのかなと。

グループホームに関してはいろんな問題の中で、民間で立ち上げていても大変難しいところもあるみたいで、これらのところをこの計画に載せて、振り返りできる場がここなのかと思いますけれども、この場でもこういう進捗状況です、具体的に立ち上げるために行政としてこういう動きをしましたよというのが定期的にこの場で振り返れるのではと思います、質問させていただきました。

会 長： はい、いかがでしょうか。

事務局： グループホームとか短期入所につきましては、実際の設置ということも含めまして利用の伸びについては、福祉計画の中で目標を掲げてやりますし、前回の協議会でK委員さんからご意見がありました必要な数字をどのように挙げていくのかというところですが、その辺も含めまして福祉計画の中で振り返りをさせていただきたいと思います。

計画の見直し、検討につきましては、この協議会を主に考えさせていただいているので、年1回は少なくとも見直すということで、今後ちゃんとした活用できる計画にする方向でありますので、それに沿って、市のほうでもこの場をお借りしてご意見をいただいたり、検討をいただいたりして進捗状況を確認していただくなり、ご意見等を聞かせていただければと思っております。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

B委員： 76ページの福祉サービスの充実のところ、下の方の配食サービス及び緊急通報装置については、基本的に単身世帯に関する援助ですが、世帯構成員によっては適用できるよう柔軟な対応に努めますと書いてありますけれども、実際に障がい者の方を介護しておられる方が急に病気になったり、また、介護疲れで実際にあったんですけども、うつになって買い物もできない、食事も作れないといった時に一時的にでもそういった配食サービスは受けれる体制には、あるのでしょうか。

事務局： それは可能です。

原則とはここで書かせていただいておりますが、そういった場合のケースバイケー

スということで対応はできます。

B委員： ただそういった周知がなくて、自分達で困ってしまって地域で相談されたりしています。

先ほど体制とはおっしゃってましたけども、どこへ連絡したらいいのか本当に聞かれる場合が多いんです。

事務局： 障がい福祉課に言っていただければいいのですが、そういった流れが確立されていないということですね。

E委員： 実際うちで相談を受けているケースで単身世帯ではなく普通世帯でも、基本配食サービスを週3回という形にはなっているのですが、最大で支援していただいたり、かなり柔軟に動いていただいてサポートしていただいています。

どこに相談してということになりますが、この協議会の中で「安心マップ」を作成していただきましたが、「安心マップ」でどこに相談したらいいという案内を載せているかと思いますが、まずはこの相談支援事業所であったり、障がい福祉課までご連絡いただければそういった情報提供はさせていただけるかなと思います。

まずはご相談いただければ、いろいろなケースもありますので。

会 長： 他、よろしいでしょうか。

J委員： 質問はたくさんありますが、まず、この計画については来年から6年計画、6年の間にここに掲げている施策の方針に基づいて、具体的な取組をしていこうということで挙げておられるので、全部いいことが書かれているが、ただ実際に取組としてできるかどうかというのが一番大きな問題だと思います。

地区において具体的にはどんな取組をするかとなった時には、だれも実際にそこへ手を出していこうという体制ができない。

自治会には福祉委員がおられますが、各自治体においてそういう委員さん等に障がい福祉ということがどこまで伝わってどこまで理解をされているのか、地区にはそういう問題が、まあ機会もないですし、いわゆる繋がっていないというのが実態だと思います。

ですので、非常に素晴らしい内容が挙げられていますけども、6年間でここで書いてあるすべてを実行に移せるという保証がない、そうすると年次計画、それぞれの具体的な取組の中で、この1から7まで基本目標がありますが、その中で年次的に今年、この点に重点目標として重点を置いて1つでも進めていくのだという捉え方が必要ではないかと思います。

障がい者団体とすれば、もっともっと障がい者に対する一般市民への啓発はされていると思いますが、実際にはそういう方々には障がい者に対する思いというのが非常に少ないという風に思います。

後でも、移動支援とかそういうことでも出てこようかと思うのですが、その時にも意見として言いたいと思うのですが、とりあえず、ここにこれだけのせっかくすばらしい施策を挙げてその実施のための取組を具体的に挙げておられるので、例え、1つでも2つでも実現をしていただくということが大事ですので、その方向性をきちっと定めることが必要と思います。

会 長： というご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局： 障がい者計画につきましては、庁内委員会の中で、各庁内関係課が集まりまして各課で取り組める内容を挙げているという形で、障がい福祉課もちろん取り組みますし、その他の関係課も取り組むという形でそれぞれに進めていく形になっているので、今後その辺の進捗状況等も確認しながら進めていきたいと思えます。

J委員： それと、もう1つ今、それぞれの課が寄って決めたということだが、これについては窓口はここですというようなことが分かれば対象者としてはありがたい。

なければ全部障がい福祉課に行きますよ、問題は。

これについては、窓口はここですということが分かるようにしていただけたらいいなと思えます。

会 長： それは可能でしょうか。

事務局： 一般的な話になりますが、計画、市で策定している計画を参考にしていますが、各課というのが抜けているとおかしいですが、抜けている形の計画が多いというのがイメージとしてあります。

確かに各課が書いていなければどこの課か分からないというのはご指摘のとおりですが、障がい福祉課の取組が一番多く載っていますけども、それに取り組むことによって、他の課へ派生していけばいいかなという形で、まず障がい福祉課が取り組めることから進めていきたいと考えています。

例えば、SPコードのところは障がい福祉課が計画等についてホームページを見た時にもうSPコードを付けていけば、市の広報のところ全体に繋がっていくとか、イメージとしてはそのような形でまず、障がい福祉課としてできることを1つずつやっていってそれを次は他の課へやっていってくださというようにできればと思います。

載せるなら載せるで庁内委員会のほうで話をさせていただきたいです。

J委員： 各課の課長が寄って計画を立てたわけですね。

事務局： 各課にどのような取組ができますかと聞いて、各課から出た意見をもとに、それを委員で見て、これでいこうという形でとりまとめを進めているところです。

J委員： 具体化していこうと思ったら現実に実施している担当課が中心となってやっけないとできるはずがない。

全体をすべて障がい福祉課で受け止めていくのは大変だと思う。

ですから直接、関係のある部署についてはその課に受けてもらう方向もこれから検討されてはどうですか。

会 長： 具体的な課を入れにくいとは思いますが、入れているところもある。

61ページの基本目標1の取組の内容で、どこが責任を持っているということがはっきりすれば、そこが中心になってやるのですということ、庁内の会議の中でそれが主張できるのではと思えます。

K委員： 地域の自治会の役をさせていただきましたが、実際に役をやってみたら障がい者より高齢でよく1人で暮らしているなあという方がたくさんいらっしゃって、私の方が助けにいかないと障がい者を連れてでもというような地域になっていることにびっくりしています。

それを考えると人口は減っていて、障がい者は増えていますよね、この表を見ると、6年先はもっと元気な人は減っていて高齢者が増えていってどうなるのだろうと不安に思っています。

自治会の役をやった時に避難訓練があり、役員が4人出れば良いということになった、子どもを連れて訓練に行きたいと言っているのに入れていただけなかった。

でも、広報で市全体で避難訓練を実施したと載るのだから私は行きたいと言っていたのに参加させてもらえなかった。

実際にこうした声が届いているのかいないのか、そこでこの計画が作られても先ほどの配食のサービスにしても知らないことばかり、SOSが出せる人には情報は届いていて、SOSを出せない人に全く届いていないという状況を行政の皆さんは分かってくださっているのかということが大きな疑問です。

何とかSOSのところに行くような地域づくりをしていかないと門真は変わっていかないと思います。

どんどん地域が希薄になって心配に思っているのも、新しく住まわれる方は隣りも分からないまま暮らされていると思うので、その6年後はJ委員が言われたように住民の組織の年齢層が変わってしまうとどうなるのか本当に不安なので、状況を踏まえて計画を立ててほしいと思います。

会長： はい、ありがとうございます。

是非、課は入れていただきたい。

やっぱり障がい福祉課だけでなく全庁的に取り組んでいるのだという市民へのアピールにもなると思います。

是非、その辺りは主張していただきたい、よろしくお願いします。

他、ありますか、よろしいですか、次にいきます。

次に、議題2、「門真市第4期障がい福祉計画（素案）」について事務局の説明をお願いします。

事務局： 野口でございます。

私からは、門真市第4期障がい福祉計画素案について説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

「第1章 計画の策定にあたって」から説明させていただきます。

1ページをお願いします。

1、計画策定の背景と目的についてでございます。

本市では、平成18年3月に、平成20年度までを第1期として定めた「門真市障害福祉計画」を策定しました。

この計画は、障がいのある人が年齢や障がいの種別などに関わりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、サービス基盤の整備を計画的に進めるための「計画」です。

また、平成20年度までにめざす姿として、施設から地域への移行者数や、精神障がいのある人の退院目標数、施設から一般就労への移行者数、就労継続支援A型の利用率などの目標値を設定しました。

平成 21 年 3 月には、平成 23 年度までを計画期間とする「門真市第 2 期障がい福祉計画」を策定しました。

この間、障がい者施策については、制度改正に向けて大きな動きがあり、平成 23 年の「障害者基本法」の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、平成 18 年に国連において採択された、障害者権利条約に定める「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

こうした動きの中で、「門真市第 2 期障がい福祉計画」の計画期間が、平成 23 年度で終了することから、国の制度改革の方向などを踏まえつつ、平成 24 年 3 月に「門真市第 3 期障がい福祉計画」を策定しました。

それ以降も、制度改正や新たな法律の制定が続き、平成 24 年に、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」が成立しました。

この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援の提供や、「障がい程度区分」から「障がい支援区分」への見直しなどの改正が行われました。

この度、第 3 期障がい福祉計画が、平成 26 年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国の制度改革の方向を踏まえつつ、計画の見直しを行うこととなりました。

門真市第 4 期障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、平成 27 年から平成 29 年までの 3 年間で計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスなどの見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものとなっております。

また、同時に策定する「門真市第 3 次障がい者計画」との整合を図ることとしています。

次に、2 ページをお願いします。

ここでは、主要な障がい者関連法律の制定・改正の動きについてまとめさせていただいております。

障がい福祉に関する法律や制度は、めまぐるしく変化しており、今回の計画策定においては、2 ページから 4 ページに記載させていただいている「かっこ 1、障害者総合支援法」から「かっこ 3、障がい福祉計画策定に係る基本指針の見直し」が、計画内容に大きく影響します。

まず、1 つ目の「障害者総合支援法の施行」につきましては、障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されました。これに先立つ、いわゆる整備法により、障がいのある子どもへの支援も強化されています。

障害者基本法の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

以下につきましては、改正内容を記載しておりますが、第 1 回の本協議会と説明内用が重複しますので、ここでの説明は省かせていただきます。

次に、3 ページをお願いします。

2 つ目の「地域生活支援事業の追加」につきましては、平成 25 年 5 月に、地域生活支援事業実施要綱が改定され、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業の 4 事業が追加されました。

次に、3つ目の「障がい福祉計画策定に係る基本指針の見直し」につきましては、平成26年5月に、障がい福祉計画策定に係る基本指針が改定されました。

この第4期計画においては、①PDCAサイクルの導入、②成果目標に関する事項、4ページに記載しています③その他の事項の3点を踏まえて策定することとなります。

次に、「3、計画の位置づけ」についてでございます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する市町村障がい福祉計画であり、策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されています。

第4期計画は、市の最上位計画である「門真市第5次総合計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「門真市第3次障がい者計画」、「門真市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図りながら策定します。

次に、「4、計画の対象」についてでございます。

第4期計画において、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、高次脳機能障がいのある人や難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人なども含んでいます。

次に、5ページをお願いします。

「5、計画の期間」についてでございます。

第4期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としますが、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

次に、「6、計画の策定体制」についてでございます。

第4期計画の策定にあたりましては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを反映させるため、門真市障がい者地域協議会と門真市障がい福祉計画作成委員会において審議を行い、障がい者（児）等団体に対するアンケート調査を実施し、来月には、パブリックコメントの実施を予定しています。

6ページをご覧ください。

「7、障がいのある人の状況」につきましては、7月18日に開催しました第1回の本協議会において報告させていただいた内容となりますので、今回は説明を省略させていただきます。

少しページが飛びますが、14ページをお願いします。

(5) 難病等の疾患のある人の状況についてでございます。

第1回の本協議会におきまして報告させていただきました内容を一部修正しております。

具体的な修正箇所は、最後の2行でございます。

先程、奥谷の方から説明させていただきました、障がい者計画の修正部分と重複しますが、平成27年1月より、障がい福祉サービスの対象疾患が151疾患に拡大され、同年夏頃を目途に再度、見直しされる予定がある旨を記載させていただいております。

次に、15ページから16ページをお願いします。

ここでは、今年8月に障がい者（児）等団体に対して実施しましたアンケート調査結果の概要をまとめております。

なお、この調査は、門真市第4期障がい福祉計画の策定にあたり、その基礎資料とするために実施いたしました。

いただいたご意見の中から、門真市第4期障がい福祉計画に関連する内容を整理させていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、17ページをお願いします。

第2章 計画の基本的な考え方について記載しております。

「1、計画の理念と基本的な視点」としましては、本計画の推進にあたっては、共生社会の実現に向けて、全ての障がいのある人などが可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択ができるように、地域社会において他の人々と社会生活を営む上で、障壁となるものを取り除くことをめざします。

また、門真市第3次障がい者計画の基本理念である「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を踏まえ、次の3つの基本的な視点を重視した計画の推進を図ります。

1つ目の、「障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援」につきましては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2つ目の「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施」につきましては、障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病患者、障がいのある子どもが、身近な地域で、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となり、大阪府の適切な支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

3つ目の「地域生活移行の推進と就労支援の強化」につきましては、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

次に、18ページをお願いします。

「2、平成29年度の成果目標の設定」につきましては、前回の本協議会において報告させていただきました「門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）」をまとめさせていただいております。

成果目標につきましては、国の基本指針における「(1)施設入所者の地域生活への移行」、「(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行」、「(3)地域生活支援拠点の整備」、20ページに記載の「(4)福祉施設から一般就労への移行促進」と大阪府が独自で設定している、21ページの「(5)就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」の合計5つについて、成果目標を設定することとされています。

なお、前回の本協議会と内容が重複いたしますので、今回は説明を省略させていただきます。

次に、23ページをお願いします。

ここでは、障害総合支援法に基づくサービス事業体系図を掲載しておりますが、一部、記載に誤りがございますので、本日、お配りしております、（素案）の修正についての書類のご確認をお願いします。

次に、24ページをお願いします。

「2、障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策」としまして、こちらも前回の本協議会において報告させていただきました「門真市第4期障がい福祉計画にお

ける成果目標及び活動指標（案）」をまとめさせていただいたものになります。

活動指標につきましては、障がい福祉サービス等の見込量が指標として挙げられており、その見込量の算出にあたっては、障がい者のニーズなど、地域の実情や事業者の参入意向、サービス水準における市町村格差の是正などを踏まえ算出することを基本とするよう求められております。

なお、前回の本協議会と内容が重複いたしますので、改めての説明は省略させていただきますが、前回の本協議会后に修正した箇所のみを説明いたします。

また、前回の本協議会にて、東野委員から計画数値が機械的で、もう少し、暮らしに沿った数値にしていきたいとの御意見をいただきましたので、第3期計画のそれぞれのサービス量についての検証を文章で表わし、その検証に基づいて、第4期計画の見込量を設定し、前回から、数値を一部、変更しております。

それでは、数値を一部、変更した部分を説明させていただきます。

33 ページをお願いします。

「①生活介護」につきましては、第4期の身体障がいのある人の平成 27、28、29 年度の各利用者数は、71 人、73 人、75 人と報告させていただきましたが、27 年度は、71 人と変更ありませんが、28 年度は、74 人、29 年度は、76 人に変更しております。

また、利用者数の変更に伴い、平成 27、28、29 年度の各利用日数も、852 日、876 日、900 日と報告させていただきましたが、27 年度は、852 日と変更ありませんが、28 年度は、888 日、29 年度は、912 日に変更しております。

同様に、第4期の知的障がいのある人の平成 27、28、29 年度の各利用者数は、218 人、220 人、220 人と報告させていただきましたが、27 年度は、218 人と変更ありませんが、28 年度は、227 人、29 年度は、237 人に変更しております。

また、利用者数の変更に伴い、平成 27、28、29 年度の各利用日数も、3,706 日、3,740 日、3,774 日と報告させていただきましたが、27 年度は、3,706 日と変更ありませんが、28 年度は、3,859 日、29 年度は、4,029 日に変更しております。

なお、身体障がい、知的障がい、いずれも、寝屋川支援学校を卒業した子どもが利用することを見込んで、変更しております。

次に、42 ページをお願いします。

「まる 7、就労継続支援 B 型」につきましては、第4期の知的障がいのある人の平成 27、28、29 年度の各利用者数は、160 人、163 人、165 人と報告させていただきましたが、27 年度は、160 人と変更ありませんが、28 年度は、171 人、29 年度は、181 人に変更しております。

また、利用者数の変更に伴い、平成 27、28、29 年度の各利用日数も、2,720 日、2,771 日、2,805 日と報告させていただきましたが、27 年度は、2,720 日と変更ありませんが、28 年度は、2,907 日、29 年度は、3,077 日に変更しております。

なお、変更の理由としましては、生活介護の見込量の変更と同様に、寝屋川支援学校を卒業した子どもが利用することを見込んで、変更しております。

次に、48 ページから 49 ページをお願いします。

「まる 2、地域移行支援」につきましては、第4期の精神障がいのある人につきましては、前回の本協議会にて、大阪府が設定した数値を基に設定すると説明させていただきましたが、大阪府より本市として地域移行支援の平成 27 年度、28 年度、29 年度の各利用者数は、6 人ずつと見込むようとの連絡がありましたので、そのように設定しました。

次に、49 ページから 50 ページをお願いします。

「まる 3、地域定着支援」につきましても、地域移行支援と同様に第4期の精神障がいのある人については、前回の本協議会にて、大阪府の設定した数値を基に設

定すると説明させていただきましたが、大阪府より本市として地域移行支援の平成27年度、28年度、29年度の各利用者数は、6人ずつと見込むよう連絡がありましたので、そのように設定しました。

次に、51ページをお願いします。

「3、地域生活支援事業」についてでございます。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や研修事業等と連携しながら実施する事業となっております。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、市町村が行う地域生活支援事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業の10事業が「必須事業」として位置づけられました。

このほか、市町村の判断により実施する日中一時支援事業などの「任意事業」があります。

51ページから61ページにかけては、先程の①から⑩の必須事業について、平成27年度から29年度のサービス見込量を設定しております。

設定にあたっての考え方などは、記載内容のとおりでございます。

次に、62ページをお願いします。

「かっこ2、任意事業」についてでございます。

本市における地域生活支援事業の任意事業は、日中一時支援事業、視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業、要約筆記奉仕員養成研修事業、身体障がい者用自動車改造費助成事業、身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業、障がい者選挙投票支援事業、成年後見制度普及啓発事業、障がい者虐待防止対策支援事業を実施しております。

次に、63ページをお願いします。

「かっこ3、本市独自事業」についてでございます。

本市の独自事業は、重度身体障がい者福祉電話の貸与等事業、重度障がい者等住宅改造事業助成事業、在宅障がい者配食サービス事業、グループワーク事業、重度障がい者訪問看護利用料助成事業、難聴児特別補聴器給付事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、高齢者等緊急通報装置の貸与事業を実施しております。

次に、64ページをお願いします。

「4、児童福祉法に基づくサービス」についてでございますが、記載内容の一部、誤りがございますので、本日、お配りしております、(素案)の修正についての書類のご確認をお願いします。

次に、65ページから68ページにかけての児童福祉法に基づく各サービス量の見込量につきましても、前回の本協議会と内容が重複いたしますので、改めての説明は省略させていただきますが、前回の本協議会後に修正した箇所のみを説明いたします。

67ページをお願いします。

「まる3、保育所等訪問支援」につきましては、前回の本協議会で「保育所等相談支援」と説明させていただきましたが、正しくは、「保育所等訪問支援」となります。

次に、69ページから70ページをお願いします。

「5、相談支援・ケアマネジメント体制の充実」についてでございます。

具体的な取組としましては、「相談支援事業の充実」、「ケアマネジメント体制の

充実」、「門真市障がい者地域協議会の機能強化」に努めます。

次に、72 ページをお願いします。

「6、人権の尊重と権利擁護の推進」についてでございます。

具体的な取組としましては、「障がいや障がいのある人に対する理解の促進」、「障がいのある人の虐待防止の推進」、「権利擁護の充実」に努めます。

次に、73 ページをお願いします。

「7、障がいのある人の雇用・就労の促進」についてでございます。

具体的な取組としましては、「障がいのある人の雇用の促進」、「市役所における取組の推進」に努めます。

なお、本協議会の複数の委員より、本市における工賃の低さについて、御意見をいただいておりますので、73 ページの中段以降に、『障害者優先調達推進法に基づき、庁内各課に対して、事業所への物品やサービス等の発注に関する調査を行い、市内の事業所と連携し、全庁挙げて物品等の調達の推進及び事業所における工賃の増加を図る』旨、記載しております。

また、ページが戻りますが、52 ページにおきましても、保健福祉センター1 階の「ふれあいコーナー」にて、物品販売事業を行うことにより、工賃の増加を図る旨について、記載しております。

次に、74 ページをお願いします。

「8、サービスの確保と人材の確保」についてでございます。

具体的な取組としましては、「サービスの確保」、「人材の確保と資質の向上」に努めます。

なお、前回の本協議会において、E委員より 18 歳以上の日中一時支援事業の取組について、御意見をいただきましたので、74 ページの中段にこの事業のサービスを確保するため、サービス事業所等との協議、事業者参入の検討などを本協議会で進めていく旨について、記載しております。

次に、75 ページをお願いします。

「9、計画の推進体制」についてでございます。

「まる 1、計画の広報・周知」につきましては、市民がこの計画について、あるいは障がいのある人をめぐる制度の動向について理解を深め、門真市第 3 次障がい者計画においてめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現できるよう、広報やホームページ等での周知や情報提供を図ります。

「まる 2、関係各課・関係機関との連携」につきましては、この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めるとともに、医療機関や保健福祉機関、教育関係、就労機関等との連携の強化を図り、実効性を高めるように努めます。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

「まる 3、国、府、近隣市との連携」につきましては、本計画の内容は、本市単独では達成できないものも含まれていることから、国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

「まる 4、専門的人材の育成・確保」につきましては、この計画の目標や見込量を達成するためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、

手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保に取り組みます。

最後に、「まる5、計画の点検及び評価（PDCAサイクル）」につきましては、この計画を着実に進めるため、計画策定において組織した「門真市障がい福祉計画作成委員会」を計画に基づく目標値や見込量の達成状況の点検・評価組織とします。

また、これまでと同様に門真市障がい者地域協議会において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整などを進めます。

なお、本計画の点検・評価にあたっては、【Plan（計画）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Action（改善）】⇒【Plan（見直し）】のPDCAサイクルにより、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、見込量や目標値の達成状況を点検し、評価する適切な進行管理を行っていきます。

大変長くなりましたが、門真市第4期障がい福祉計画（素案）につきましての説明は、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。

「門真市第4期障がい福祉計画（素案）」の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

K委員： 51ページの地域生活支援事業で、理解・啓発がなかなか地域の住民に向けて難しい地域があることからこの理解促進を児童・生徒、学校へ向けて取り組んでいくと今後社会に出ていく子ども達が障がいへの理解をすることで住みやすくなるというのは必然的なことではないかと思っておりますので、教育の方に道德の時間などで取り組んでいただくように調整をかけていただければと思いました。

それから、52ページの②自発的活動支援事業で、ここにしっかり障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するためにとしっかり書いて下さっているのですが、ここにそういう支援というものをしっかり活動の何%を支援しますとか数値を入れていただくと、頑張っているいろいろな取組ができると思うのですが、いかがでしょうか。

そうすることでもっとも自発的な活動のきっかけになりますし、また、門真では当事者団体の数が少なく、活動が弱くなっていますので、他の市町村では障がい福祉のために公共の場所を事務所にいただいているというところがたくさんあります。まだまだ門真では当事者に向けての行政支援が不足していると思っておりますので、しっかり活動できるような目に見える数値を入れていただけたらと希望します。

次に、63ページの任意事業若しくは市独自事業のところを発達障がいや知的・精神障がいの子育て支援ということで、当会もペアレントメンター事業をやりたいと思っておりますので、その事業をここに取り上げてくださることを希望します。

後は、71ページの部会の編成もできたら希望します。

先程の第3次障がい者計画と同じように部会の編成を希望します。

以上です。

会 長： 3点程ありましたが、いかがでしょうか。

事務局： 教育の場で、啓発をしていくということは、他の計画の場面でも子どもの時から伝えていくことの意味が出たところでもありますし、大事なことだと思いますので、教育の方にも伝えていきたいと思っております。

自発的活動支援事業については、現時点で、どのように記載を変更させていただくかは、分かりませんが検討させていただきたいと思います。

ペアレントメンター事業につきましては、市独自事業の中に入れて欲しいというご意見をいただきましたけども、こちらは市としてやっていく中で補助金をお出ししている中でやっていただけるという位置付けでよろしいでしょうか。

K委員： 補助金ではやれません。
何十年も前のままの金額しかもらっておりません。

事務局： そうしましたら、記載方法については検討させていただいて、そういった活動はされているということが伝えられるような形を検討させていただきたいと思います。
それと部会につきましては、記載をどのようにさせていただくかは分かりませんが、必要性も感じておりますので、部会の再編等検討につきましては進めてまいりたいと思います。

K委員： ありがとうございます。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

E委員： 前回まで話のところで、今からこの話をしてもいいのか少し不安ですが、K委員からもご指摘があった生活に見合った支援をして欲しいということで、1つ気になるのが、移動支援でして、今回、移動支援が実績数をかなり挙げているのは非常に評価できるなと思っておりますが、人数のところは不安に思っていて、過去3年間かなりの人数の伸びが見られるにも関わらず、1名ずつの伸びではどうなるのだろうかなど。

アンケートを見させていただいても移動支援に関してはかなり利用者のニーズというのは高いのかなと思っております。

35ページの短期入所に関しましても、アンケートでもありましたが、使いたくても使えない、利用できないというところが、グループホームの体験であったりですとか親離れ子離れという部分での短期入所が必然的に必要になってくるというニーズが高いなと感じられて、伸びを入れていただいておりますが、実際にするところができるかどうか、この3年間に事業所ができるのかという部分があるので計画上の数字が反映されにくいのかもしれませんが、市としてこの短期入所のどのように使っていくのかという数字としては、低いのかなと感じられたというのがあります。

会 長： 数値の見込目標が低いのではという指摘です、移動支援とショートステイ。
いかがでしょうか。

事務局： 移動支援の見込みとしては、3年間の実績から推測したところですが、人数に10近く伸びがあるところを1人ずつの増加というところですよ。

E委員： 利用者時間数としては、考慮していただいているのかなと、25年度から26年度で大きく下がっているのはあるのかもしれないですけど、5,000近く上げているのは非常に評価できるのかなと思っておりますが、27年、28年、29年に至って見通しとしてはどうなのかというのが。

事務局：そこは、再度検討させていただきます。

時間数としては実績を上回る数字は出させていたでいております。

ショートステイにつきましては、前回の会議でも説明させていただきましたが、非常に見込みが付きにくい数字というようになっていまして、利用実績としてどのような利用ニーズがあるかということを中心に、その利用者の実際の動きを参考に挙げさせていただいたのと、加えまして新しい事業所が参入する見込を調査しておりますので、そのあたりを踏まえて挙げさせていただいた形になっていまして、実際ニーズが高いというアンケート上もいろいろな意見もある中で要望を踏まえた、全部を見込んだ形になっていないというのが現状です。

そこは数値にどのような数値を挙げるか数字として挙げないといけないので大変難しいところでして、そこは、今後の見直しの中でも、ご意見をいただくような形で修正していきたいと思ひます。

申し訳ないですが、ご理解をお願いいたします。

会 長：はい、よろしいでしょうか。

K委員：でも数値は、本当に実態に即した数値を挙げていただかないと、計画をしっかりと立てることが、やっぱり行政側にしても私達にもしっかりプラスに繋がってくるので、大変な作業になるかもしれませんが、しっかり見直しをしていただければと思ひます。お願いいたします。

会 長：今回、PDCAサイクルが導入されますので、途中で数値の変更ということもあり得るかと思ひますけども、当初の計画も大事ですので、よろしくお願ひします。

事務局：グループホームの体験利用のことでご意見がありました。が、体験と言ひますと制度で体験という枠がありますので、非常に独自で体験を作るといひるのは、難しい状況にあると感じていひます。

ですので、市内の事業所でグループホームを開設されているところにはそういう要望があるということをお伝えながら、体験が身近で実施される場所で実施できるような形で考えていく方向で進めていひたいと思ひます。

いかがでしょうか。

K委員：全く受け入れてもらえないところがないのです。

では、その事業所が必ず何人毎年受けられますという事業所の名前を挙げてくださるのであればそれでいいと思ひます。

ただ、実際に重度の人が体験できたら、飛び跳ねて大きな声を出すので困りますとか、実際ショートステイがあるよと言われて見学しますけども、この人なら大丈夫、この人は駄目と言われることがあるのです。

駄目と言われる人の宿泊体験の場所を独自にやらないと誰がやってくれるのですかということになったら、やっぱり行政にお願ひするしかないじゃないかと思ひます。

しっかり事業所に頼むのであれば、ここが受けてくれましたということをお私に聞かせてください。

毎年毎年お願ひしていひますね。

当事者団体としても持ち帰って報告するのも苦しいところですよ。

よろしくお願ひします。

会 長： 大変ですけども、よろしくお願ひします。
他、ございますか。

J委員： 1点だけ質問ではなくて身体障害者福祉会を代表して言いたいのは、先ほどの移動支援事業の3期の計画の検証のところの一番下2行、そこに書いてあるのは、身体障がいのある人の利用時間数が減少した理由としては、1人当たりの利用時間が減少したためと考えられますと、これは減少させられているというのが実態だということ。

長時間ヘルパーを利用することが制限されているということがあるため、ですからこの表現だけみると、利用者が使わないようにしてるなという印象は与えられるかと思ひますけども、実態は行政で時間の制限をかけているのが実態だから、これに対しては、利用者は大いに不満があるということだけ知っておいて欲しい。

それだけは、いつも言われる、利用者の方から、そこは財政の問題をからめて、減ってきている、ヘルパーの費用の補助が。

長時間にならない場合は、まるまる時間帯1時間分の報酬でなくても、あるいは移動支援でバスに乗っている時間帯については、その金額を下げていくとか、全く時間が付かないということではなく、こういうことも検討いただきたいと思ひますので、その1点だけ申し上げておきます。

会 長： よろしくお願ひいたします。
他、質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、次に、議題3、「門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール」について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局： 資料3をご覧ください。

今年度中に予定しております、本協議会につきましては、今後、来年2月を予定しております。

2月の本協議会におきましては、来年1月に実施いたしますパブリックコメントの結果を踏まえた最終計画（案）を検討し、3月に計画内容の確定及び計画書の印刷製本を予定しております。

本協議会終了後に早速ではございますが、2月の協議会開催に係る日程調整をさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長： ご質問等ございませんでしょうか。
それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思ひます。
貴重なご意見ありがとうございました。
皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。

(閉 会)